

ニュース・レター

NEWSLETTER 平成25年3月1日発行

第9号

2013.3

厚生労働省における養育費確保等に関する取り組み状況

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 母子家庭等自立支援推進官 三村 国雄

平成24年9月に公表した平成23年度全国母子世帯等調査結果によると、養育費の取り決めをしているのは、母子家庭の母は37.7%、父子家庭の父では17.5%であります。受給状況では、現在も養育費を受けている母子家庭の母は19.7%、父子家庭の父では、4.1%となっています。

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正により、児童を監護しない親については、その児童の養育に必要な費用の負担など児童の扶養義務の履行に努めるよう明確に求められ、その上で、児童を監護している親についても、児童を監護しない親に対し、扶養義務の履行の確保に努めるよう求める規定が設けられました。

これを受け厚生労働省においては、養育費の取り決め・支払い等に関する啓発活動を推進しています。また、平成19年からは「養育費相談支援センター」を創設し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行っています。

平成24年4月から民法が改正され、協議離婚の協議事項として面会交流及び養育費の分担が明示されるとともに、離婚届書にそれらの取り決めのチェック欄が設けられました。これを受け、厚生労働省では新たに平成24年度から取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援も実施しています。

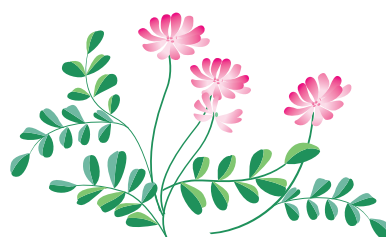
この民法の改正により、これまで以上に養育費等の

周知が進み相談件数が増加しています。このため、母子自立支援員など現場の方々による丁寧な相談支援が養育費等の取決率向上につながると考えており、養育費確保の支援策の中でも特に重要なものと考えています。

こうした行政の取組に加え、今後も養育費相談支援センターをはじめとした現場の関係者のネットワークにより支援の充実がなされることを期待しています。

我が国の経済や雇用環境は厳しい状況が続き、ひとり親家庭の暮らしも苦しい状況が続いています。そうした中、平成24年9月に母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が成立し、本年3月1日から施行されることになっています。

厚生労働省としては、母子及び寡婦福祉法等に基づき、「子育て・生活支援」「就業支援」「経済的支援」そして「養育費の確保」を柱として総合的な対策を進めているところですが、今後は同法に基づき就業支援策の充実・強化を進めることによりひとり親家庭の皆様への支援を充実していきたいと考えています。



家事調停によって当事者間で 新たな協力関係を構築するために

— 家事事件手続法の下での家事調停手続の要点 —

東京家庭裁判所判事 小田 正二

1 はじめに

家事事件手続法（以下「新法」と言います。）が平成25年1月1日から施行されました。新法は、これまでの家事審判法に代わり、家事事件手続の基本法として新しく制定された法律であり、当事者の手続保障を充実させるものといわれています。何か難しいものとの印象を受けるかもしれませんが、身構える必要はありません。東京家裁では、新法の趣旨を踏まえて、当事者が手続進行や他方当事者の言い分等を十分に理解した上で、合意により紛争を解決して、子を含めた関係者が円滑かつ適切に将来の関係を築いていけるよう、家事調停を中心に新たな運用を開始しております。事件類型等により取扱いが多少異なる部分がありますので、夫婦関係調整、養育費、面会交流の各事件を中心に、運用の概要を説明します。

そのポイントは、①記入しやすい書式を整備し、資料提出方法のルールを明確にしたこと、②当事者双方の情報共有を促進すると同時に、保護すべき情報は確実に保護すること、③裁判所が書面の交付や期日での口頭説明を通じて、調停の進め方、当事者の理解を確実にしていくことです。

2 家事調停

(1) 申立書等の書式の整備

新法では、家庭裁判所は、家事調停の申立書の写しを相手方に対して原則として送付することとなりました。そこで、①相手方が一定の準備をして期日に臨めるように、申立人の求める内容を簡単に把握できること、②申立人が記載しやすいものとする、③相手方の感情的反発を招くような記載がされるおそれを低くすること等の目的から、主要事件類型ごとに申立書の書式を新たに作成しました（夫婦関係調整、養育費、面会交流の各事件について、チェック方式による記入を中心とした、全国共通の定型書式が用意されて

います。)。さらに、申立人には、「事情説明書」及び「進行に関する照会回答書」を提出してもらうこととし、いずれも書式を作成しました。「事情説明書」には、申立ての内容に関する事情（当事者の生活状況のような基礎事情も含まれます。）を、「進行に関する照会回答書」には、調停進行上参考になる事情（例えば、予想される相手方の反応等です。）を記載してもらいます。他方で、相手方が作成する書面として、「答弁書」及び「進行に関する照会回答書」の書式を整備しました。「答弁書」は、相手方が、送付を受けた申立書の写しを見た上で、申立ての趣旨及び申立ての理由についての意見を記載して、期日の一週間前までに返送してもらうことを予定しております。

(2) 各当事者からの書類の提出、閲覧謄写、非開示希望への対応

東京家裁では、新法下の調停において、当事者間で共有すべき情報は確実・簡易に共有されるようにするとともに、他方当事者から秘匿・保護すべき情報は確実に保護されるような運用を目指しており、そのために、次のような運用を行っております。

まず、いわゆる経済的給付が対象となる事件においては、当事者間で収入や財産に関する事実関係を共通認識とすることが、円滑な話し合いのために不可欠であることから、養育費その他の事件において、当事者は、書面を提出する際には、他方当事者に交付するための写しを同時に提出する必要があります。他方で、その他の事件類型（夫婦関係調整、面会交流事件はこちらです。）においては、当事者は、他方当事者にも見てもらいたい書面を提出する際に限り、同交付用の写しを同時に提出することになります（なお、夫婦関係調整調停事件において養育費が問題となる場合は、裁判所から、写しをつけた上で収入資料の提出を指示されるものと思われます。).

また、当事者が提出しようとする書面について、他方当事者への非開示を希望する場合（源泉徴収票提出

の際に住所のみ秘匿する場合には、マスキング（黒塗り）をした上で提出してもらいますので、ここで説明する取扱いは不要です。）には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入した上で、同申出書の下に当該書面をステープラーで付けて一体として提出してもらおうこととしています。ただし、同申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から閲覧謄写請求がされた場合、裁判官の判断により、閲覧謄写が許可されることもある点には留意してください。

住所の秘匿について若干補足します。前記（１）のとおり、申立書の写しが相手方に送付されることとなり、申立書に当事者の実際の住所が記載されない場合も出てきました（住所秘匿希望の場合には、申立書に実際の住所を書かないようにしてください。）。そこで、調停運営上の必要性から、全当事者（相手方を含む。）に「連絡先等の届出書」を一律に提出してもらおうこととしました。そして、同届出書に記載した住所を秘匿する必要がある場合、当事者は、同届出書の上に「非開示の希望に関する申出書」をステープラーで付けて一体として提出する必要があります。

（３） 手続説明書面等

新法により手続規定や前記のとおり運用が新しくなったことも踏まえ、調停運営を効果的に行うためには、申立てに係る事件類型の概要、手続の流れ、申立時及び進行中の提出書類、書類の提出方法、その他手続に関する重要な事項等を各当事者に十分に理解してもらう必要があります。そこで、これらの事項について、分かりやすく説明した書面を、事件類型ごとに申立人用と相手方用とをそれぞれ作成し（以下「手続説明書面」といいます。）、申立人には手続案内時又は申立時（郵送申立ての場合にはその後の期日通知の際に別途送付します。）に必ず交付し、相手方には第１回調停期日通知に同封して必ず送付しています。

また、（３）で述べた「連絡先等の届出書」及び「非開示の希望に関する申出書」は、手続上非常に重要な書面であることから、東京家裁においては、これらの各書面の記載方法、提出方法等を記載した書面（「家事事件の申立てをした方へ」及び「家事事件の相手方となった方へ」）を作成し、手続説明書面とともに必ず当事者に交付しています。

さらに、（１）で述べた書式、（２）で述べた書類の提出方法等、（３）の手続説明書面等は、全てホームページに掲載されております。「裁判所・最高裁判所」トップページ→「各地の裁判所」→「東京家庭裁判所」→「裁

判手続を利用する方へ」→「手続案内」をご覧ください。（<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/index.html>）中でも、「家事事件の申立てで使う書式等」→「家事事件（調停・別表第二事件の審判）の手続を利用する方へ」では、本稿と同様の説明文が記載されていますので、是非お読みください。

（４） 双方立会手続説明

新法の趣旨を踏まえると、家庭裁判所と当事者双方とが、手続の進行状況、他方当事者の言い分、他の当事者が提出した資料の内容等について、共通の認識を持つこと、また、手続の透明性を確保することが非常に重要となっています。そこで、東京家裁では、双方当事者本人が調停室に立ち会った上で（手続代理人が選任されている場合でも、代理人のみでなく、双方当事者本人が立ち会う必要があります。）、裁判所から、各調停期日の始めと終わりに、手続の説明、進行予定、次回までの課題確認等を、また、成立・不成立等により事件が終了する場合には、その意思確認を行っています。ただし、一律・硬直的な取扱いをするものではなく、DV（精神的暴力、性的暴力を含みます。）等の問題が窺われる等によって立ち会うことに具体的な支障がある場合には実施しません。そのような事情がある場合には、（１）で説明した「進行に関する照会回答書」に具体的な事情を記載してもらおうこととしています。

3 結びに

これまで調停手続について説明してきましたが、養育費及び面会交流調停事件は、不成立になると審判手続に移行します。これらの審判事件については、原則として審判期日が開かれています（養育費事件においては迅速性を考慮して開かれないこともあります。）。新法では、裁判所が当事者の審問を行うときには、他方当事者は当該期日に立ち会うことができるとの規定が設けられたので注意する必要があります。

東京家裁では、以上ご説明した取組みを効果的に活用するとともに、事案の的確な把握、当事者の状況に配慮した働きかけ、当事者間の合意による紛争の解決に向けた努力を重ねていく所存です。当事者の方々においても、手続説明書面等に目を通し、進行にご理解・ご協力いただき、他方当事者との合意による開けた将来を実現することを目指して、是非前向きに手続に臨んでいただきたいと思います。

シリーズ

そこが知りたかった 9



—調停とは その2 (家事事件手続法における新しい運用)—

本年1月1日から家庭裁判所の調停や審判のやり方を定めた「家事事件手続法」(旧家事審判法)が施行されました。この改正の主な特色は、①当事者の手続保障の充実、②子どもの意向の尊重、③当事者の利用のしやすさを図る、ということにあります。本号では、東京家裁の小田正二裁判官から、特に家事調停の新しい運用の概要を説明していただきます。小田裁判官は「当事者が手続き進行や他方当事者の言い分等を十分に理解した上で、合意により紛争を解決して、子を含めた関係者が円滑かつ適切に将来の関係を築いていけるように」進められると説明しておられます。このため、当事者にはこれまで以上に主体的に手続に関わり主張していくことも求められるでしょう。今回の「そこが知りたかった」では、平成24年4月1日に施行された民法766条の改正も含めて、今後の調停の流れや上手な利用の仕方についてご紹介します。

調停の種類や流れは変わるのでしょうか？

調停の種類は①一般調停、②別表第2事件(旧乙類事件)、③特殊調停(協議離婚無効、認知など)とこれまでと同じであり、手続の流れも基本的にはこれまでと同じですが、申立書が相手に送付されることになったこと、提出する書類が増えるなどの変化があります。養育費請求や面会交流は②に属し、調停不成立の場合は審判に移行します。①と③は審判に移行せず、訴訟を提起することができることになっています。(前号「そこが知りたかった8」参照)。なお、別表第1事件(旧甲類事件)とは審判のみができる種類の事件です。

申立手続について教えてください

以下のように提出する書類が増えました。各書類の書き方については、申立ての際に家庭裁判所から渡される「手続説明書面」で分かりやすく説明されています。

申立時に提出する書類

①申立書(3通・複写式)、②事情説明書、③連絡先等の届出書、④進行に関する照会回答書、⑤戸籍謄本等です。ほかに申立てする事件によって必要な書類があります。①と②は事件によって用紙(記載内容)が異なりますので注意が必要です。①～④は裁判所に備え付けられており、記載例も用意されています。これらの書類は裁判所のホームページからダウンロードすることができます。

相手方には原則として申立書の写しが送られます。これを受けた相手方は「答弁書」、「進行に関する照会回答書」、「連絡先等の届出書」を提出する必要があります。

進行中に提出する書類…申立てる調停によって異なります。養育費請求は収入に関する資料(源泉徴収票写し、給与明細書写しなど)、離婚は夫婦の財産に関する資料(不動産登記事項証明書、預金通帳写し等)などです。

費用…子1人につき収入印紙1200円、郵便切手代1000円程度

申立先…相手方住所地の家庭裁判所又は相手方と合意した家庭裁判所(費用や申立先はこれまでと同じです。)

調停に提出した資料や情報は全て開示されるのでしょうか？

「申立書」は原則相手方に写しが送付されますが、「事情説明書」は相手方から閲覧・謄写の請求があれば裁判官の判断によって閲覧・謄写が許可されることがあります。「連絡先等の届出書」と「進行に関する照会回答書」は原則非開示です。調停中に提出する書類は裁判所用のコピーを1通提出し、相手方に交付した書類はコピー2通を提出します。

一方、秘匿・保護すべき情報は確実に保護されるような配慮がされるでしょう。

なお、調停から審判に移行した場合は、情報は原則的に開示されます。

情報を秘匿したい場合はどうしたらよいのでしょうか？

裁判所に備え付けてある「非開示の希望に関する申出書」を秘匿したい書類と一緒にホチキスで止めて一緒に提出します。非開示が認められるかどうかは裁判官の判断によりますので、必ずしも認められるものではありません。裁判所が知る必要がないような事項(源泉徴収票の住所欄等)については黒塗りをして提出すればよいようです。

住所…申立書には相手方が知っている住所等を記載し、「連絡先等の届出書」に実際の住所を記載します。

収入に関する資料…養育費請求調停等ではお互いの経済状態を理解することが重要なので原則的に開示されます。

調停には相手方と同席することが多くなるのでしょうか？

毎回調停の開始時と終了時に双方が同席して、調停の進行状況、相手の言い分や争点、課題等を確認するといった運用が行われるようです。これはお互いの言い分を明確にし、情報を共有することにより効率的に調停を進行するための工夫です。当事者間に暴力があるなど同席するのに支障があるような場合は配慮されると思われます。

「子の意思の尊重」は具体的にどのように配慮されるのでしょうか？

新法では、子が影響を受けるような事件においては、子の年齢や発達程度に応じて、子の意思を把握し、考慮しなければならないと定められました。子の意思の聴取の方法は子の状況などによりますが、必ずしも裁判所に来てもらうということではありません。父母を通じて間接的、あるいは家裁調査官が家庭訪問して尋ねるなどが考えられます。また、未成年の子が調停手続に参加することは原則的にはできませんが、意思能力(判断能力)があれば裁判所の許可を得て手続に参加できるようになりました。審判手続においては15歳以上の子の陳述を聴かなければなりません。ただし、養育費請求においては子の意思を聴いたり、子が手続に参加することはないようです。

電話・テレビ会議システムを使った調停とはどういうものですか？

当事者が遠隔地に居住している場合や病気などで相手方の住所地の家裁に出向けない事情があるときは、電話・テレビ会議システムの利用を申し出ることができます。ただし、離婚、離縁の合意をする場合には本人の意思を直接に確認する必要があるので除かれます。

電話・テレビ会議システムの具体的な利用条件や手続については最寄りの家裁にお尋ねください。

日々雑感 シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



母子自立支援員 森内 純子

青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室

青森市は本州最北端の県庁所在地で、陸奥湾に面し八甲田連峰を望む自然環境に恵まれています。気候は概して冷涼で夏は短く冬は寒さが厳しい、全国でも有数の豪雪地帯です。その短い夏を彩るねぶた祭りは情熱と感動を体感できる日本を代表する火祭りです。

そして、厳しい冬は青森県人特有の粘り強さの源とも云われています。

近頃、養育費、離婚についての相談を女性だけでなく男性からも受けることが増えつつあります。役所にいる私どもに相談する垣根が低くなってきたことや、民法の改正で、これまでは遠慮しがちだった子どもへの面会交流への希望とか養育費に関する事で相談があることはとてもよいことだと思いますが、親の一方的な思いや希望の実現を求める相談も少なくありません。

当事務所では、これまでリーフレットを児童扶養手当受給者に郵送し、養育費と面会交流の情報提供をすることを主な支援としてきましたが、最近、初めて調停中のひとり親家庭からの相談を受けて当事者支援の難しさを実感しています。

今回の相談者は、家庭裁判所で面会交流と養育費の額が決められることになるでしょう。しかし相談者は、調停・裁判で疲弊した状態で、今度は大きな不安を抱きながら面会交流に臨んでいくことになります。実際の面会交流をどのようにするのか、その調整の仕方などたくさんの課題があります。ここにどのような

支援ができるかについて悩み、面会交流の実現への支援が重要であることを認識している次第です。

面会交流の真の主人公は子ども。子が親を知りその親の愛情を確認して安心して育つことが目的です。養育費の取決めや履行確保で、子どもと別れて暮らす親の子どもに対するその思いが確実に届き、子どもは安心して大人になっていくことができます。このことは子の最善の利益を実現することにつながることを自覚し、相談者に伝えることが使命だと考えています。面会交流の実施に際しても、子どもの成長に沿って長く継続できる面会交流の実現のために、悩んだり苦しんだりしているお母さん、お父さん、子どもたちを応援できればと思っています。相談者にどのように言葉がけをして寄り添えられるか、困難に立ち向かう勇気を私との面談の中で伝えられるか不安はありますが、振り返れば多くの相談者は自分で気づき努力を続けて乗り越えてきました。相談者を信じ、長期に伴走できるパートナーとして、新しい親子関係を築くためのサポートをしていきたいと考えています。

最後に、青森県ではひとり親家庭等への相談支援の充実のために、関係機関の母子自立支援員や相談員が集まり、情報交換や事例研究を行っています。養育費と面会交流は新分野の支援ですが、子どもの福祉のために各々が研修や事例検討会等で学習した事を共有して援助技術を高め、より良い支援ができるよう皆で目指していけたらと思います。



フレッシュで味わい深い青森のリンゴのような…



今頃は雪深いでしょうが、事務所の中はきっと温かい笑顔で一杯でしょう。

協議離婚届に記入された面会交流・養育費の取決め数（読売新聞から）

平成24年9月9日付読売新聞は、同年4月から6月までに届け出のあった子どものいる夫婦からの協議離婚届け計3万2757件のうち「取り決めをしている」とチェックした件数が「面会交流」は1万5622件（48%）、「養育費」は1万6075件（49%）となっていると報道しました。読売新聞の記事の見出しは「養育費決め離婚半数以下（「子との面会」も）改正民法、実効性乏しく」というものです。しかし、全国母子世帯等調査（平成23年度）の取決率が37.7%であることを考えると、50%にまで「伸びた」ということもできます。この数字が実際に受け取る率の伸びにつながるように期待したいものです。

面会交流の相談力のアップへ……全国研修、地域研修会終わる

平成24年9月27、28日富山市で開催された平成24年度全国母子自立支援員研修会・養育費相談に関する全国研修会には、全体で150名近い参加者がありました。養育費相談研修は大谷美紀子弁護士による講演「離婚後の親子関係の援助について」の後、分科会に別れ、調停で面会交流と養育費について取り決めをしたがその後の面会交流がうまくいかずに自立支援員に相談に来られた事例について協議検討しました。

また、24年10月から25年2月まで全国8主要都市で地域研修会が実施され、合計で約270人の参加者がありました。地域研修会も、本年度は事例研究を中心に、最近全国的に増えている面会交流に関する相談のスキルアップを目的としたプログラムが実施されました。

子ども家庭支援センター「しらとり」を訪問しました

平成24年11月13日午後武蔵野の面影が残る府中市武蔵台の子ども家庭支援センターに養育費相談支援センターの鶴岡センター長以下スタッフ2人、FPICの若林理事長の4人でお邪魔しました。「しらとり」では母子生活支援施設白鳥寮の運営や子ども家庭支援センター事業が行われており母子の生活寮や相談事業を始め、保護者の帰宅が遅い家庭の子どもを夕方から夜間預かる“トワイライトステイ”、親子で遊べる“ひろば”、“子育て講座”など地域に根ざした総合的支援を行っています。武蔵野の静かな施設の中で優しい職員に見守られて食事していた幼児の笑顔が心に残りました。

全国70か所以上に勉強会、研修会に講師や助言者を派遣しました

本年度も、全国70か所以上に養育費や面会交流の相談に関する勉強会、研修会、個別相談会に講師、助言者を派遣しました。最近単に養育費の請求手続や算定表の問題だけでなく、再婚問題や強制執行など困難事例への対応方法など研修に期待される課題も変わってきました。相談支援センターとしても、全国の相談員、自立支援の方のスキルアップを応援するための研鑽を重ねています。



編集後記

- ♥ 巻頭に、厚生労働省の三村母子自立支援推進官から「厚生労働省における養育費確保等に関する取り組み状況」についてのメッセージをいただきました。三村推進官の指摘されるとおり、民法改正などを受けて養育費や面会交流についての相談が増え、行政のきめ細かい支援の充実が期待されます。（鶴）
- ♥ 地域研修会のラストを飾る福岡に同行させていただきました。朝から冷たい雪でしたが、参加者の方々の熱気？雪もやみました。特に山口講師の「明るく送り出し、暖かく迎える」という面会交流のお話が心に残りました。（高）
- ♥ 養育費相談支援センターにも面会交流に関する相談が増えました。子どもへの影響を心配するお母さんからの相談、家庭裁判所の調停や審判で取り決めたけれどもなかなかうまくいかないで困っているというお父さんやお母さんからの相談など、それぞれのケースのお子さんの顔を思い浮かべながら、離婚後の両親がどのようなことに心を配らなければならないか、一緒に考えるとといった毎日です。全国の相談員さんたちも同じような思いで相談者のみなさんに接しておられるだろうと心を励ましています。（石）
- ♥ 粉雪のふりしきる青森に行きました。でも、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室は暖かく、みなさんが和気あいあいと仕事しておられる執務室でいただいたリンゴとリンゴジュースの味が忘れられません。夕方、お食事しながら聞いた津軽三味線には胸が熱くなりました。（えび）

養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp